

児童相談・児童虐待相談機関一覧

虐待を受けている疑いのある子どもを見つけたとき、
また自分自身が虐待をしてしまいそうなおとき、まず、相談してください。

	相談機関名	所在地	電話・FAX
児童 相談所	鳥取県福祉相談センター【中央児童相談所】	鳥取市江津318-1	Tel.0857-23-6080 Fax.0857-21-3025
	鳥取県倉吉児童相談所	倉吉市宮川町2丁目36	Tel.0858-23-1141 Fax.0858-23-6367
	鳥取県米子児童相談所	米子市博労町4丁目50	Tel.0859-33-1471 Fax.0859-23-0621
市町村	鳥取市【こども発達・家庭支援センター】	鳥取市富安2丁目104-2ざざんか会館3階	Tel.0857-20-0122 Fax.0857-20-0144
	米子市【健康対策課家庭児童相談室】	米子市錦町1丁目139-3ふれあいの里3階	Tel.0859-23-5176 Fax.0859-23-5460
	倉吉市【子ども家庭課】	倉吉市葵町722	Tel.0858-22-8120 Fax.0858-22-7020
	境港市【子育て支援課】	境港市上道町3000	Tel.0859-47-1075 Fax.0859-47-1112
	岩美町【住民生活課】	岩美郡岩美町浦富675-1	Tel.0857-73-1415 Fax.0857-73-1583
	若桜町【保健センター】	八頭郡若桜町若桜801-5	Tel.0858-82-2214 Fax.0858-82-0134
	智頭町【教育委員会 教育課】	八頭郡智頭町大字智頭2072-1	Tel.0858-75-4119 Fax.0858-75-2816
	八頭町【保健課】	八頭郡八頭町宮谷254番地1	Tel.0858-72-3566 Fax.0858-72-3565
	三朝町【子育て健康課】	東伯郡三朝町大瀬999-2	Tel.0858-43-3520 Fax.0858-43-0647
	湯梨浜町【子育て支援課】	東伯郡湯梨浜町久留19-1	Tel.0858-35-5321 Fax.0858-35-5376
	琴浦町【子育て健康課】	東伯郡琴浦町大字徳万591-2	Tel.0858-52-1709 Fax.0858-49-0000
	北栄町【福祉課】	東伯郡北栄町由良宿423-1	Tel.0858-37-5852 Fax.0858-37-5339
	日吉津村【福祉保健課】	西伯郡日吉津村大字日吉津872-15	Tel.0859-27-5952 Fax.0859-27-0903
	大山町【幼児学校・教育課 幼児教育室】	西伯郡大山町御来屋263-1	Tel.0859-54-5219 Fax.0859-54-5217
	南部町【子育て支援課】	西伯郡南部町倭482	Tel.0859-66-5525 Fax.0859-66-5523
	伯耆町【福祉課】	西伯郡伯耆町吉長37-3	Tel.0859-68-5534 Fax.0859-68-3866
	日南町【福祉保健課】	日野郡日南町生山511-5	Tel.0859-82-0374 Fax.0859-82-1027
	日野町【健康福祉課】	日野郡日野町根雨101	Tel.0859-72-0334 Fax.0859-72-1484
	江府町【福祉保健課】	日野郡江府町江尾2088-3	Tel.0859-75-6111 Fax.0859-75-6161
児童 家庭支援 センター	子ども家庭支援センター「希望館」	鳥取市立川町5丁目417	Tel.0857-27-4153 Fax.0857-27-0415
	児童家庭支援センターくわの実	倉吉市山根583-3	Tel.0858-24-6306 Fax.0858-24-6307
	児童家庭支援センター米子みその	米子市上後藤4-2-36	Tel.0859-21-5085 Fax.0859-24-1288

子どもを守るための Q&A

Q しつけと虐待の違いは？

A どこまでがしつけか、どこからが虐待か、判断は難しいと思います。

しつけとは、子どもの健全育成を目的とした行為である一方、

虐待は子どもの健全育成を害する行為ととらえましょう。

虐待をしている保護者は、「しつけのため」と虐待を正当化する傾向がありますが、
子どもの心身を傷つける行為であれば、子どもの立場にたって判断する必要があります。



Q 「通告」とは、どのようなことですか？

A 「通告」というと難しそうな印象を受けますが、虐待と思われる子どもを発見した時に、
児童相談所等に「連絡」することです。

児童虐待防止法では、「虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、
すみやかに、児童相談所等に通告しなければならない」と規定しています。

Q 「通告」はいつすればよいのですか？

A 「おかしい」と思われた時点で通告してください。虐待かどうかを調査するのは、通告された側の役割です。

「様子を見ている」間にも、子どもは虐待され続けているかもしれません。

ためらわずに連絡し、子どもを虐待から救うための行動を起こすことが重要です。



Q 「虐待」かどうか判断がつかないのですか？

A はっきりと虐待という確証がなくてもかまいません。虐待と思われる理由を伝えるだけで十分です。

仮に虐待ではなかったとしても、虐待を疑ったことを責められることはありませんし、処罰されることもありません。

後で重大な結果を生じさせないためにも、ためらわずに通告することが重要です。



Q 「通告」する場合、名前や住所を言わなければいけませんか？

A 通告は匿名で構いません。相手に、通告者や通告内容等についての情報を漏らすこともありません。

通告者の情報は必ず守られます。

あなたの行動で、救われる命があります。